

(独) 国立環境研究所 地球環境研究センター
有害紫外線モニタリングネットワーク事務局

有害紫外線モニタリングネットワーク 運営ガイドライン

有害紫外線モニタリングネットワークは、成層圏オゾンの減少により増大が懸念される有害紫外線(主にB領域紫外線：UV-B:280～315nm)の地表到達量の全国的な把握や、紫外線暴露による健康影響評価などに広く活用することを目的とする。全国の大学や試験研究機関・民間団体などで実施されている有害紫外線モニタリングをボランティアベースでネットワーク化し、有害紫外線に係わるモニタリング情報の収集及び共有体制を構築するものである。

以下に、本ネットワークの円滑な推進をはかるためにネットワークの運営に係わるガイドラインをとりまとめた。

(内容)

1. 運営体制
2. 有害紫外線のモニタリング
3. モニタリングデータの収集
4. モニタリングデータの公表・取り扱い
5. その他

別紙1. 有害紫外線モニタリングシステム保守管理指針

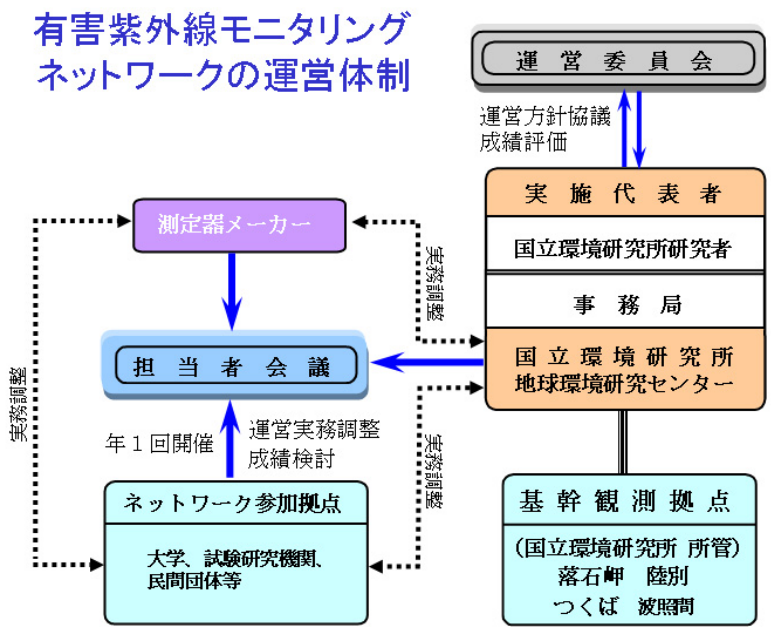
別紙2. モニタリングデータの処理指針

別紙3. 有害紫外線モニタリングネットワークにおけるデータの取り扱い要綱

参 考. 有害紫外線の帯域測定における精度に関する知識及び考え方

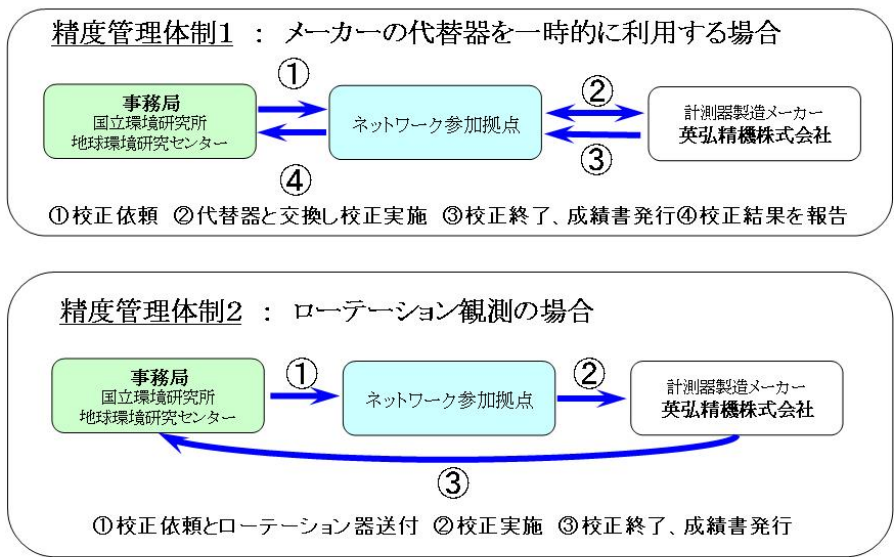
1. 運営体制

(1) ネットワーク運営委員会・担当者会議

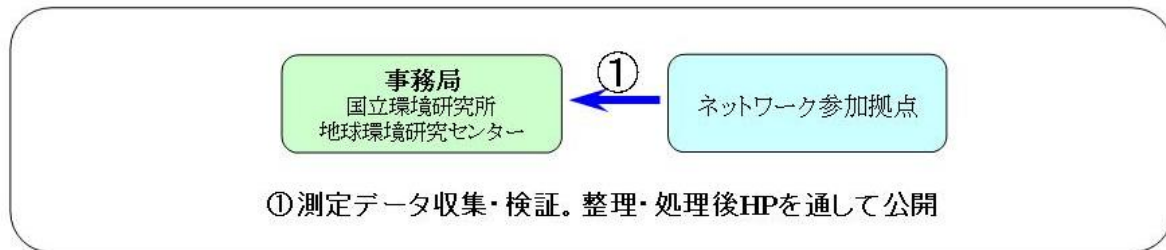


(2) 精度管理体制：計測器校正時における代替器の貸与

精度管理体制



(3) モニタリングデータの取りまとめ・検証・公表



2. 有害紫外線のモニタリング

当モニタリングは、帯域型B領域紫外放射計ばかりでなく帯域型A領域紫外放射計、全天日射計での同時モニタリングを原則とする。そして一定の精度を維持するために以下の項目を行っている。

(1) 計測器・データロガー等の管理

- ・ 計測器・データロガー等の設置は各局の責任で行う。設置条件に関しては、適宜事務局と相談することが望ましい。
- ・ 原則として、「有害紫外線モニタリングシステム保守管理指針」(別紙1)に則って計測器・データロガー等の保守管理を行う。
- ・ 計測器の日常点検と受光部の清拭は毎日、乾燥剤は適宜交換することを原則とする。

(2) 計測器の校正

- ・ 帯域型B領域紫外放射計の校正頻度は、暫定的に1年とする。
なお、体制が整い次第、A領域紫外放射計、全天日射計も定期的な校正を行う。
- ・ 校正時期は、4～9月の夏期間を中心とすることが推奨される。
- ・ 代替計測器は、可能ならばローテーション用測器を用いる。
- ・ ローテーション観測に参加できない場合には、個別にメーカーと相談する。
- ・ 校正作業を行う機器製造会社は、校正前・後の計測器感度を記載した成績表を計測器保有機関か事務局に送付する。
- ・ 校正に要する経費は各モニタリング拠点が負担する。

(3) データの検証

- ・ 原則として、『有害紫外線モニタリングネットワークデータ処理指針』(別紙2)に則って行う。
- ・ データ送付後速やかに検証を行い、問題がある場合には各測定局の担当者に報告する。
異常値についての確認を行った後、必要に応じた修正等を行う。
- ・ 精度管理/精度維持の検討を常に行う。

3. モニタリングデータの収集

- ・ 各モニタリング拠点の取得したデータは、可能な限り別紙2にある推奨データ形式にしたがい、自動的に転送することが望ましい。そうできない場合は、磁気媒体や電子メール等により事務局へ送付する。
- ・ 各モニタリング拠点の担当者は、測定状況・メンテナンス等の特記事項を、随時事務局へ電子メール等で知らせる。

- ・事務局では、送付されたデータの項目（測定時間、単位など）に不備がないかを確認し、問題があれば随時、該当する局の担当者にお問い合わせを行う。

4. モニタリングデータの公表・取り扱い

(1) 取りまとめたデータの取り扱い

- ・ネットワークで集約・処理されたデータは、原則として、参加拠点の共有とするが、その利用にあたっては、利用様式に応じて以下に示す対処を講ずるものとする。

自モニタリング拠点データの利用：自由。

他モニタリング拠点データの利用：

(a)参照データとして、自拠点データの比較検討に利用するのみで、他拠点データを成果として公表しない場合は自由。

(b)自拠点データを含み、他拠点データを公表成果として利用する場合は利用する他拠点と協議する。また、ネットワークで得られたものであることを明記する。

(c)ネットワーク全般のデータを公表成果として利用する場合は事務局と協議する。

(2) 検証後のデータの取り扱い

- ・検証後、校正結果による補正を加えデータを確定し、公表する。
- ・検証後のデータの利用についても、前記(1)に準じた取り扱いとする。公表データについては、ネットワークで得られたものであることを明記して利用するとともに、発表成果を事務局に送付する。

5. その他

- ・事務局はデータの検証のために、各ネットワーク参加拠点の地理的特徴・モニタリング手法等の情報を参加拠点に求めることがある。
- ・事務局はネットワーク参加拠点のモニタリング状況を適宜現地調査し、必要に応じて技術的な指導等をおこなうことがある。